

総会（第5回）／総会議事録

1 開催日時 令和5年8月25日（金）14時00分～15時35分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫 9番 川副 博司
10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋
14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治
19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦
10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 17番 山本 治義 18番 小川 良一
19番 山口 周次

4 欠席委員

○農業委員（1名）

5番 田川 康浩

○農地利用最適化推進委員（2名）

9番 山浦 弘之 16番 野田 善則

5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
第7号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件
第8号議案 「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」（案）について

6 市理事者

山田 充哉農林水産振興課長、岩永 太農業経営室長、櫻田 俊紀農林水産振興課長補佐、家富 聡子農林水産振興課係長

7 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和5年度第5回農業委員会定例総会」を開会します。

それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

出席委員は、定足数に達しております。

5番 田川康浩農業委員、9番 山浦弘之推進委員、及び16番 野田善則推進委員から欠席の届出があります。

3番 小野重幸推進委員から遅刻の届出があります。

4 議事録署名人指名

○会長

次に、本日の議事録署名人を、2番 城山正巳農業委員、19番 梶原茂農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

1ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積991㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため農地を譲り受けるものです。取得後の畑は、普通野菜のキャベツ、人参の作付けを計画しています。

場所は、スライドのとおりです。当該農地は、競売が取りやめとなり農地としての売買になったものです。

○議長

それでは、1番竹松について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします

す。

○委員

先ほど事務局から説明があったように、以前も審議された所です。今回は、農業者が売買に依じて、申請されるということですので、何ら問題はないと見てまいりました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番竹松は許可することとします。

次に、2ページ。「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積118㎡。併用地である、里道を含む全体面積は、142.33㎡。市道路管理課と里道使用に関して協議済であることを確認済です。

申請者は、記載のとおりです。

本件は、本年6月に転用許可が下りた、申請者が営む賃貸駐車場への進入路とする計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

今回の計画地の一部に、既にコンクリート舗装されていますが、本許可申請に際し、事後で許可不要の届出書が提出されています。

被害防除計画では、現状のまま利用。未舗装部分をコンクリート舗装して土砂流出を防ぐとしています。雨水排水は、水路放流と自然流下。隣接する農地はありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

3か月前の5月の総会におきまして、4条の申請があった所です。8月22日に地区の委員5名で現地確認に行きました。

すでに駐車場の件は、転用許可どおり整備されていて、10台ほどの車が止まっています。5月の申請時に、今回の進入路と一緒に申請してもらえればよかったのではと感じました。皆様のご審議をお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

次に、3ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、水計町の農地、地目 田、合計面積1,722㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が資材置き場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.3m、盛土最高0.3mで。雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地は、西側に田があります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

広域農道に面した所で、譲渡人が高齢のために、3年ほど前から田んぼを作ってありません。耕作は放棄されている状態で、右手に少し田んぼが残っているが、そこも、まだ荒らしている状況です。

資材置き場で、計画地は下の段であり、特に農地に影響はないというふうに見てまいりました。雨水は、広域農道の側溝に自然流下するというので、特に問題ないと思われまます。ご審議をよろしくお願ひします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積594㎡、申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が木造2階建ての賃貸共同住宅2棟、入居者用駐車場10台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.0m、盛土最高0.6m、土留め工事と擁壁を設けるとしてあります。雨水は既存の道路側溝へ放流。汚水と生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣地農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、西大村区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

8月20日に、委員3名で現地を確認をしました。現地は、北側、南側は道路になっており、東側西側は宅地になっています。周辺の農地もなく、被害がないだろうということで現地を確認してきました。

皆様のご審議をお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、諏訪1丁目の農地、地目 田、合計面積665㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地3区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、北側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、宅地に変わったとしても周辺に農地は無く、農地に影響はないものと考えます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、今津町の農地、地目 畑、合計面積2,036㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地9区画、通路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.65m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、既存道路側溝への放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地が東側にあります。

資金については、融資証明書を確認してあります。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持してあります。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局が説明されたとおりです。周辺に農地ありますが、一段高い所にトマトのハウスがあり、右横は露地のにんじん畑で綺麗に整備をされています。

ここは一段高く、大雨が降ればたまるかもしれないが、今回の計画図面によると、250のVU管を真ん中につけてそこから雨水を排除する計画です。ハウス畑がありますが、そこから排水溝になっており、雨水は大村湾の方へ流れていく形になります。

基本的には、問題ないかと思えます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長

4番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。
次に、4ページ。続いて、5番竹松を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、大川田町の農地、地目 畑、面積493㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.1m。雨水排水は、既存道路側溝への放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局が説明のとおりで、周辺には農地はありません。公共下水道も整備されておりますので、雨水、汚水共に問題ないかと考えております。ご審議をお願いします。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。
続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積969㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、賃貸住宅4棟、入居者用駐車場14台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、外周にブロック塀を設けるとしてあります。雨水排水は、隣接の市道側溝への放流。生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、ありません。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局から説明のとおりです。北側、東側、西側すべて宅地です。南側に市道が通っています。

何ら問題はないと見てきました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積1,110㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は賃借権です。

本件は、譲受人の法人が運営する、2事業所の従業員及び来客用として、露天駐車場28台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.1 m。雨水排水は、隣接の西側市道側溝へ放流。生活雑排水は発生しません。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局から説明のとおりです。申請地は、西側、南側が市道に隣接しています。また、北側と東側は住宅となっていて、隣接する農地はありません。

また、盛土も0.1メートルということ、雨水排水は路面排水で前面の市道の側溝に流れる様になっています。隣接する農地もありませんし、問題無いのではないかと4人で現地を確認しました。

ご審議のほどお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松を議題とします。

ここで、お諮りします。8番竹松は、5ページの第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番竹松と関連がありますので、一括して審議すること、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、8番竹松、第4号議案1番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5ページをお願いします。第4号議案1番竹松。宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積2,331㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、備考欄に記載のとおり、当初転用者が令和5年7月に転用の許可を受け、譲受人が分譲宅地9区画を造成する計画でした。

内容は、変更事由欄のとおり、分譲宅地を10区画に造成するため、隣接する2筆の農地の転用許可を申請するとしています。

4ページをお願いします。8番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積166㎡。併用地である、当初計画の転用許可地を含めた全体面積は、2,500.77㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、分譲宅地を10区画に造成するため、隣接する2筆の農地の転用許可を申請するものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2から1.0m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は計画地内道路に側溝を設け、道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、西側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番及び4号議案1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明のとおり、本年7月に許可をした所です。それに166平米を追加される計画です。その隣に畑がありますが、それが今度手放される人の土地です。

追加で開発が進みますが、何ら問題はないかと思って見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

8番竹松及び第4号議案1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松及び第4号議案1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とし、第4号議案1番竹松は、承認相当とします。

次に、6ページ。第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、8から9ページまでの、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、及び第6号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番から3番までは、第5号議案1番から3番までとなります。3名の貸し付け申込み者の農地を、第6号議案の1番萱瀬・福重に記載の借入申込者に農地中間事業により集積を行う計画です。

利用権を設定する農地は、荒瀬町の農地、合計面積16,878㎡。

促進計画の借入申込者は、ミカン栽培を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、資料1の裏面2ページをお願いします。4番は、第5号議案4番福重となります。記載の貸し付け申込み者の農地を、第6号議案の2番福重に記載の借入申込者に農地中間事業により集積を行う計画です。

利用権を設定する農地は、立福寺町の農地、合計面積6,009㎡。

促進計画の借入申込者は、施設野菜を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

新規就農者の就農計画について尋ねます。この方は新規就農の息子さんですか。それともお父さんですか。

○事務局

こちらは、父親が規模拡大されて新規就農の息子さんと共同経営していくという説明を受けています。

○委員

設定する権利の中の終期が、令和 10 年、令和 15 年、令和 25 年度までとまちまちになっていますが、何かあるのですか。

○職員

期間について市に確認したのですが、本人の意向ということです。

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案及び6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は承認することとし、第6号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、追加議案として上程しました、第8号議案「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

農地等利用最適化推進等に関する意見書については、農業委員会に関する法律で、年1回は市長に対して、意見書を提出することが義務づけられています。

本年度は、9月1日に市長、市議会議長へは要望書という形で提出をする案についてご協議していただきます。

この8号議案の内容については、先月、そして本日の、理事監事会で事前に協議をいただいたところです。

時間の都合上、各項目ごとの概要をご説明します。

まず1ページをご覧ください。

(1) 担い手への農地利用集積集約化についてです。この(1)は、重点項目で新規という位置づけです。

地域計画の推進については、本年4月から自治体が策定する計画として、法定化されたものです。ここの一筆ごとに耕作者を特定した目標地図の策定は農業委員会の事務として求められています。

こういった中で、2年間の策定期限というのが設けられていますが、すでに半年を過ぎて

いますが、現在の進捗状況から期限内での完了は難しいものではないかと感じています。つきまして、円滑な策定に向けて関係機関の連携、そして農家への周知をお願いしたいというものを求めています。

続いて(2)です。これは昨年度からの継続項目です。

担い手の育成について、地域計画の最終目的の一つは地域内の農地を担う者への利用集積とです。農業の将来を見据えた中長期的な視点で、担い手の育成をお願いするというものです。

(3) こちらも昨年度からの継続です。

記載のとおり、ロボット技術、先端技術の活用によるスマート農業は、農作物の生産性の向上や、収益化を高めるものである。また、新たな担い手の確保にも繋がるため、こういった技術習得や設備投資、導入への支援拡充を求めています。

続きまして2ページをご覧ください。

遊休農地の発生解消についてでございます。2点を要望しております。

(1) こちらは昨年から内容を少し変更しています。

農地の賃貸借の法改正によりですね、農地中間管理事業に一本化されています。

本事業の推進により将来残していくべき農用地、こういったところの集積、そして農家の負担ゼロでの基盤整備が集積率によって可能となっています。

こういった農家の負担ゼロで、基盤整備も可能となっておりますのでこういったものを積極的に活用して、市内の計画的な実施を求めているものです。

(2) です。耕作放棄地については、市街地の農振地域外の農地においては、非農家そして市外者、不在地主こういった農地管理に対する意識の変化で、適正な保全管理がなされていないということ。また、違反転用に抵触するような事例も散見されています。

こういう状況で、耕作放棄地の発生防止として、一般の市民向けにも中間管理事業の周知が必要ということを示しております。

大きな項目3、新規参入者の促進についてです。

大村市においては、他市に比べて関係機関の支援体制の努力によって、新規就農者の数というのは伸びています。この経営継続のための支援について、4点を要望しています。

(1) です。こちらは新規です。青年新規就農者は県内でも多い状況というところで、関係機関から高く評価をされています。しかしながら、農業委員会と認定農業者等との協議の場において、一部の就農者が地域と調和のとれた営農ができていない意見が出ていました。

そういったことから、地域との調和のとれた営農、併せて経営面の不安がある就農者も見られるという状況から、就農自立した後のフォローアップ窓口の設置や専門家派遣による支援体制の強化が必要ということをお願い項目としています。

(2) です。親元就農に関しては、農業への定着性が高いものの、経営継承の際の設備投資など大きな負担になっています。また、定年帰農に関して、勤めを辞めて農業を軸として生活する方も、今後増えてくるだろうということが期待されています。

そういった中で、高い年齢層の方に対する支援策も限られています。国において、経営継承発展支援事業等というのがあり、こちらは上限額100万ということで、青年就農の支援策と比べて非常に額が少ないというところで。

今後、年齢が高い方々においても、高い技術と経験がある農業者となる可能性から、新たな担い手の確保のために、市独自の支援策を創設してもらいたいと要望しているものです。続いて3ページです。

(3)です。大村市の人口は市制施行以来伸び続けているということはよくお聞きますが、市内の山間地における人口減少、特に農家の後継者不足というのが顕著になっています。

また、山間地における地域を守る担い手も農家の方が役割を担っているのが実態です。こういった山間地における定住促進策を市として進めてもらいたいという内容になっています。

(4)です。こちらにも新規です。これは重点項目として今回掲げています。

すでに、九州管内においても先進事例として、トレーニングファーム、チャレンジ農業が成功を収めています。現在の新規就農者は、効率的、安定経営のために施設園芸を軸に就農を始めることがほとんどとなっています。

しかしながら、現在の物価高騰を受けまして施設建設の投資費用が大きな負担になっている状況です。今後の新規就農者の採算性が非常に危機的な状況というのが予測されています。

今後の新規就農者も増えてくることの懸念もあり、先進地の事例から公共による研修施設の設置により、十分な経営能力、技術を蓄えてひとり立ちに向けた就農支援の場とすることを求めています。

佐賀県の事例を調べましたが、県内で山間地や平地地などに施設を設置したトレーニングファームというのが開設されています。大体2年間の研修期間ですが、それぞれの地域のトレーニングファームに入る要件として、そこで定住し就農するものということが要件とされています。

先ほどの項目で要望した、山間地の定住につなげる施策として検討、研究をしてもらいたいという内容としています。

続いて、大きな項目4、魅力ある農業の実現についてです。

こちらは、平成30年度からこの要望を継続して行っています。

農家の収益、直接の現金収入の拡大には、産直の設置は即効性が高いものということで、農家の方々からの要望があります。現在、市内には小規模の直売所が5ヶ所ありますが、駐車場等も規模が少ないところで売り上げも横ばいの状況です。

今後、市の中のですね、新たな都市計画道路の計画があり、足がかりのいい所に大型の産直の新設が実現できないか、早期に検討を進めてもらいたいと重点項目としています。

次に、(2)は、新規項目です。

これまで、水田のフル活用など取り組みがなされていますが、市独自の戦略作物の定着や特産品のブランド化がなかなかできてないところです。ここに力を入れていただきたいという内容です。

(3)です。こちらは昨年度からの継続です。

物価高騰等に対する、緊急経済対策。現在も、非常に厳しい燃料費高騰、農業資材高騰そして電力料金の値上げが秋以降に実施という中において、農産物の売価に転嫁できない生産

者に対して、引き続き国への支援策の継続を呼びかけてもらいたいという内容としています。

最後に大きな項目 5、有害鳥獣の対策です。

ここは農林水産振興課も人材、人数を使いチームを作って頑張っているところですが、なかなか被害も減らない状況であり、引き続きお願いしたいという内容にしています。

以上が、要望項目の概要説明です。

○議長

それでは、第8号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

意見書として市長に提出するものですので、委員の皆さんもしっかり目を通されて、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

市長に提出するのは9月1日になっていますのでその前までに、内容について個人的でも結構なので、事務局にご質問いただければと思います。

<質疑>

○議長

他に無いようでしたら、第8号議案は、提案のとおり決定することとします。

本案は、市長及び市議会議長に正副会長、理事及び幹事により提出をしたいと思いますので、ご出席をお願いいたします。

次に、第7号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件」を議題とします。

本件は、本年4月の法改正により、長崎県の基本方針が変更されたことに伴い、市の基本構想を配布の案のとおり変更するものです。市の基本構想の変更については、関係機関から意見を聴くこととされており、本日は農業委員会の意見を求められており、市からの説明後に、委員の皆様から質疑をいただき、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

それでは、市農林水産振興課から説明をお願いします。

○農林水産振興課

第7号議案、農業経営の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件についてご説明します。先ほど議長から説明のとおり、構想は、県が定める基本的な方針があり、市町で概ね10年後の将来の農業経営の発展の目標を明らかにして、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的として定めるものです。

県の方針は、概ね5年に1回定期的な変更と臨時的な見直しがあります。今回、4月1日に農業経営基盤強化促進法の改正があり、見直しを行うものです。地域計画を、令和5年度と6年度で策定して公表するという一方で、主にその点について、基本的な構想上で位置づけるものとなります。

内容としては、例えば町の農業経営の手法という表がありますが、個別形態、組織形態ごとにモデルの指標を市町で定めるものです。例えば、この3ページの第1表というもの

が、効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標というのがあります。

年間農業所得は主たる従事者 1 人当たり概ね 400 万、一経営体あたり、概ね約 600 万円、主たる従事者 1 人当たりの労働時間が 2, 000 時間です。こういう数字は市町ごとに、この基本構想で位置付けています。

本市の認定農業者の経営改善計画、概ね 5 年後の目標という部分は、これに基づいて 5 年後の所得が概ね 400 万に達するという見込みのある者に対して、経営改善計画の認定を行っている形になります。

議案の参考①は、今回の変更スケジュールを示しています。

市町の欄に記載があるように、基本構想の素案をまず作り、関係機関の欄にあるとおり地域の農業委員会及び JA に意見聴取することになっています。

基本構想の素案と意見聴取の結果をまとめて、今度は県と協議して、同意が得られれば、方で公告を行うことになっております。この期限が 9 月 30 日までになっています。これは、参考②に書いてありますが、法施行の 4 月 1 日後、県は 5 月に基本方針の策定を公表されていますが、市町は経過措置期間として 9 月末までに定めることになっています。

今回、構想素案をご説明しました。委員の皆様のご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの、市からの説明について、皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。

私から質問したいが、2 番の 3 ページの支援推進事業の中の、農業経営指導マネージャーを配置しとあるがどういうものですか。

○農林水産振興課

農業経営指導マネージャーは、認定農業者の農業経営改善計画は 5 年ごとに見直して策定されています。農業経営室において、策定支援員を引き続き配置するものです。

○議長

わかりました。

4 ページの 8 行目、「規模拡大を図ろうと考えている農業者に対しては、農業委員会を核とする農地銀行活動を一層活発化させ」とあるが、「農地銀行」は、現在の農地中間管理機構のことではありませんか。

○農林水産振興課

ご指摘のとおり、中間管理機構になります。表現を見直し修正をさせていただきます。

○議長

もう一ついいですか。6 ページの大村市の令和 4 年度の新規自営就農者は 4 年 4 人であ

り、新規自営就農については、大村市のまちひとしごと創生検討委員会に出席したとき、新規の就農者ってというのが、16人となっていたようですが、新規の自営のみということですか。

○農林水産振興課農業経営室

確かにおっしゃられた通り、今年度については16人です。この内訳は、県外からのUターン、Iターンをすべて含めて16名です。

この4名というのが、自営就農者で農業高校や農業大学を卒業した方となっています。

○議長

就農計画認定を受けた方が4名ということですか。

○農林水産振興課

例えば、新規就農された家族労働者がおられて、一緒に説明を受けた場合は2名というカウントの仕方となっています。

○農林水産振興課農業経営室

新規自営就農者は、親元就農ということになります。令和5年度の親元就農された方が4人ということですよ。

○議長

新規自営就農者、親元就農だけではないのですね。

次に12ページの上から8行目の最後のあたり、「農業の魅力などを発信するとともに」とは、どういうものを検討していますか。

○農林水産振興課

「農業の魅力発信」は、現在あまり取り組めていないが、以前は農業高校やJAの会議の時に新規就農者に対して、支援制度の事業とかを説明していました。

また、新農業人フェアという、全国規模で農業やってみませんかというイベントがありますので、年2回程度本市としても東京に出向きまして、県の新規就農相談支援センターと一緒に、長崎県もしくは大村市への就農をアピールして職業としての農業の魅力等を発信を現在は行っています。

加えて、農業インターンシップ制度について、大村市のグリーンツーリズム推進協議会に委託をして、全国各地から年間10人程度は、民泊と農業体験を組み合わせた形で2泊3日の体験をしていただいて、就農につなげていただければという事業をやっています。

○議長

ありがとうございます。

皆さんから他にありませんか。

○委員

9 ページのですね一番下に繁殖牛の経営体面積があるが、ここだけ単位がアールになっているのはどういうことか。

○農林水産振興課

ヘクタール単位で、修正いたします。

○議長

26 ページの赤いところ、地域計画の実現に向けた取組のところ、「農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行う事により、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。」この受委託を促進するための組織的なものをどうされようとしているのですか。

○農林水産振興課

今度策定した第二期の農業基本計画の中においても、今後担い手が減少していく中で、農作業委託、受託組織の重要性がますます高まっています。

農作業は、作物で違いますが期間の作業であったり、部分的に受託という形ができるかどうか、生産組織の育成について、今後、市としてもバックアップが必要と思っています。

○議長

26 ページ下から 2 行目の地域水田収益力強化ビジョンとは何でしょうか。

○農林水産振興課

これに関しては、大村市の農業再生協議会の中において、水田収益力強化ビジョンを定めています。そこには、水田作物、水稻をはじめ、水稻以外の高収益作物である大豆とかにより水田をフル活用していくものです。

○議長

以上で、質疑を終わります。

それではここで、農林水産振興課の皆さんは、ここで退室をお願いします。

ありがとうございました。

○議長

ご意見は特にありませんので、基本構想の見直しは、特段支障あるものではないと思われますので、農業委員会としての意見は、「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案に対する意見は、異議なしとします。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。